



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月21日火曜日 第1814号

### ◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則..... 990

### 告 示

町の新設(松山市)..... 991  
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(3件)..... 994  
大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 996  
大規模小売店舗の廃止の届出..... 997

解除予定保安林..... 997  
道路の区域変更(一般国道317号)..... 997  
道路の供用開始( " )..... 997

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 997  
平成19年度及び平成20年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... 998

## 規 則

### ○愛媛県規則第59号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(禁止区域等)		(禁止区域等)	
<b>第41条</b> 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。		<b>第41条</b> 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。	
漁業種類	禁止区域	漁業種類	禁止区域
1～4 省略		1～4 省略	
5 小型機船底 びき網漁業 (燧灘及び伊予灘における自家用つり餌料びき網漁業を除く。)	1～20 省略 21 宇和島市戸島、嘉島、遠戸島、契島、黒島、日振島、沖ノ島、鷗島、横島、御五神島(寝床岩及び沖ノ桑箸を含む。)、 <u>同市津島町</u> 裸島、高島、竹ヶ島、前島、南宇和郡愛南町大猿島、小猿島、塩子島(黒箸を含む。)、角島、黒部島、鹿島、横島、小横島、大地島、小地島、野地島及び当木島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域 22 宇和島市 <u>大良崎</u> と <u>同市</u> <u>嘉島</u> 北端を結んだ直線、同島南端と <u>同市</u> 戸島貝崎を結んだ直線、同島東部と <u>同市</u> 赤崎鼻を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 23・24 省略 25 宇和島市 <u>藁崎</u> 真方位251度30分の線と南宇和郡愛南町由良崎真方位317	5 小型機船底 びき網漁業 (燧灘及び伊予灘における自家用つり餌料びき網漁業を除く。)	1～20 省略 21 宇和島市戸島、嘉島、遠戸島、契島、黒島、日振島、沖ノ島、鷗島、横島、御五神島(寝床岩及び沖ノ桑箸を含む。) 北宇和郡津島町裸島、高島、竹ヶ島、前島、南宇和郡愛南町大猿島、小猿島、塩子島(黒箸を含む。)、角島、黒部島、鹿島、横島、小横島、大地島、小地島、野地島及び当木島の周辺最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域 22 <u>北宇和郡吉田町大良崎</u> と <u>宇和島市</u> 嘉島北端を結んだ直線、同島南端と <u>同市</u> 戸島貝崎を結んだ直線、同島東部と <u>同市</u> 赤崎鼻を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 23・24 省略 25 <u>北宇和郡津島町藁崎</u> 真方位251度30分の線と南宇和郡愛南町由良崎真方位317

	度30分の線との交点（通称沖ノ瀬）を中心として半径800メートル以内の海域 26～28 省略		度30分の線との交点（通称沖ノ瀬）を中心として半径800メートル以内の海域 26～28 省略
6 省略		6 省略	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

**告 示**

---

**○愛媛県告示第1678号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成19年1月29日から効力を生ずる。

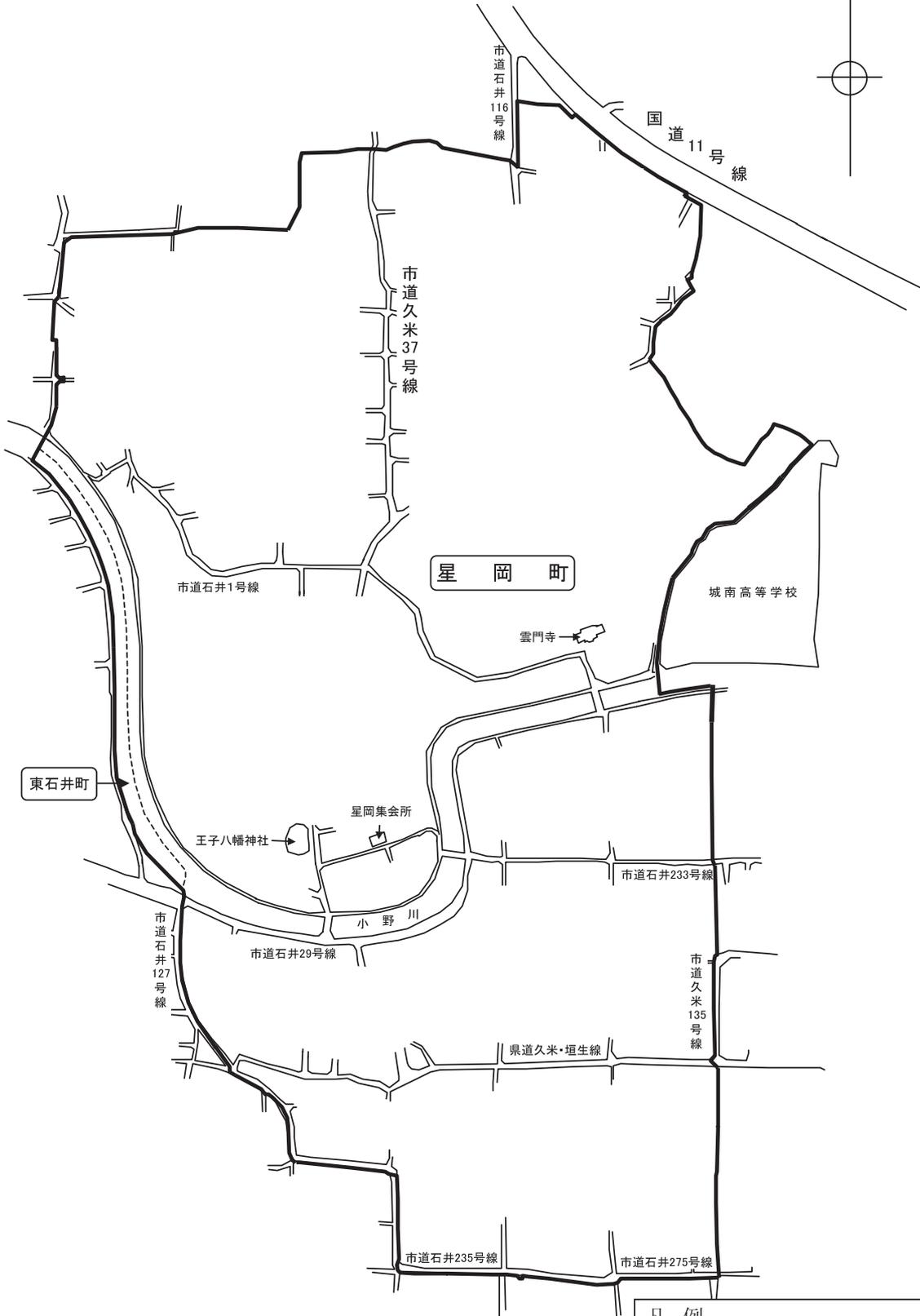
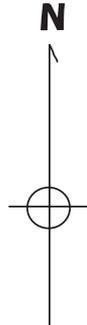
平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。

別図1

実施区域及び現町界町名図

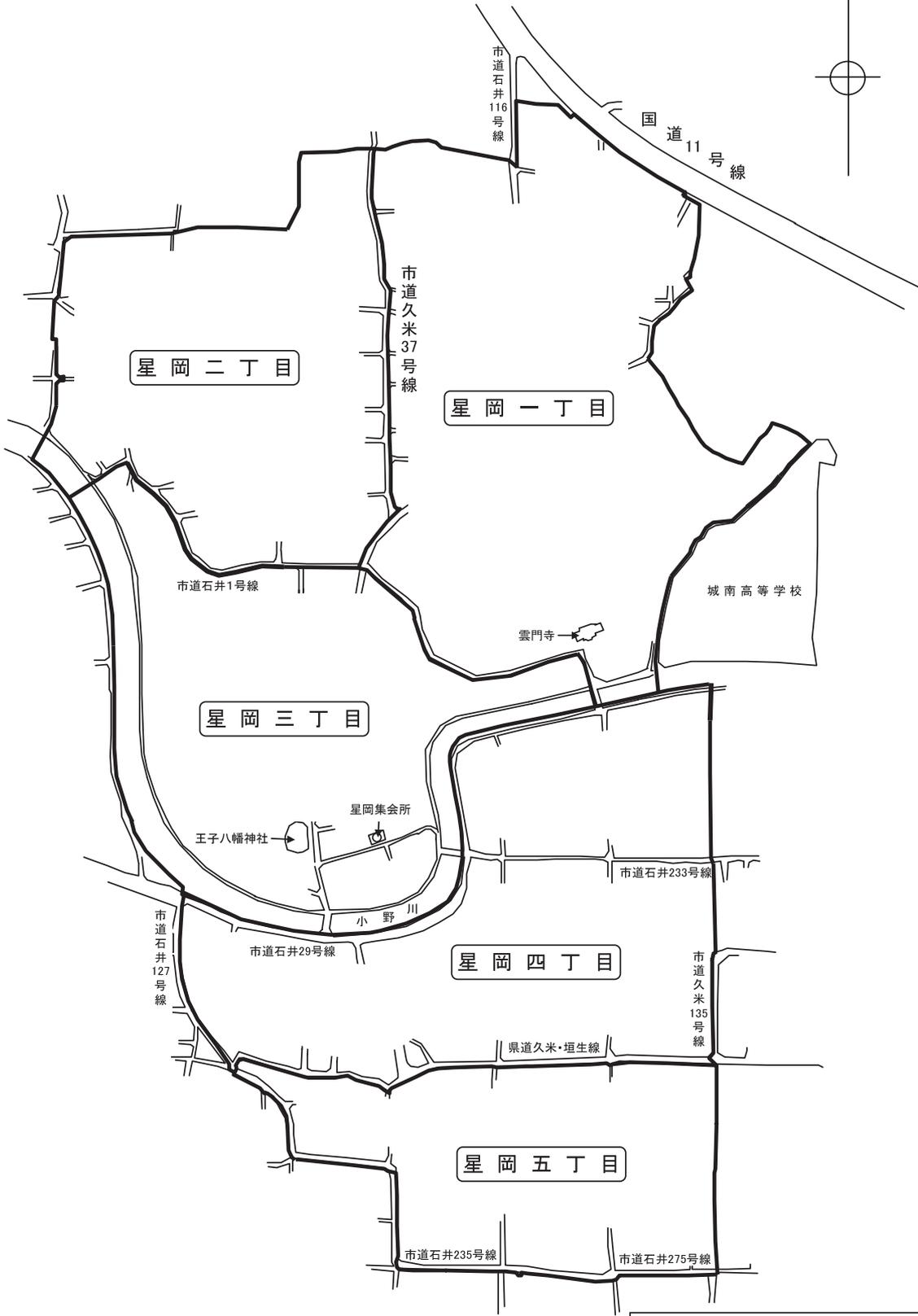
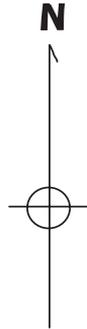


凡例	
	実施区域線
	現町界線

別図2

# 新町界町名図

(新町界は、別表のとおり)



凡例

— 新町界線

別 表

新町の名称	新 町 の 区 域
星岡一丁目	小野川の南側線、星岡115、116の2、117の1及び117の2に隣接する道路である国有地の西側線、星岡118に隣接する道路である国有地の西側線、星岡121、乙52、乙53、乙54、乙55、乙56、乙57、乙58及び乙59に隣接する道路である国有地の南側線、星岡乙46、乙47、乙48の1+乙48の2+乙48の3+乙48の4、乙49、乙50及び乙51に隣接する道路である国有地の南側線、星岡401に隣接する道路である国有地の南側線、市道石井117号線の西側線、市道久米37号線の東側線、星岡580の1の北側筆界線、星岡581の5の北側筆界線、星岡582の北側筆界線、星岡583の北側筆界線、星岡584の1の北側筆界線、星岡584の2の北側筆界線、星岡585の1の北側筆界線、市道石井116号線の東側及び南側線、国道11号線の南側線、星岡649の8、649の8に隣接する道路等である国有地、653に隣接する道路等である国有地、653、654、655の2、656の1+656の2、657及び663の1に隣接する道路である国有地の東側線、市道石井98号線の東側線、市道石井117号線の東側線、星岡乙113の北側筆界線、星岡乙20の北側筆界線、星岡乙19の北側筆界線、星岡乙18の北側筆界線、星岡乙17の北側筆界線、星岡乙16の北側筆界線、星岡乙15の北側筆界線、星岡乙14の北側筆界線、星岡乙13の北側筆界線、星岡乙1の北側筆界線、星岡乙2の北側筆界線、星岡94の西側筆界線、星岡98の西側筆界線、星岡99の西側及び北側筆界線、北久米816の2の東側筆界線、星岡92及び93に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、星岡91に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側及び南側線、星岡乙6に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、星岡乙6及び乙7に隣接する水路である国有地の東側線、星岡乙7に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線並びに星岡乙8の2、101、102、103・104・106・107合併、108の1、108の2及び109に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線で囲まれた区域
星岡二丁目	市道石井34号線の南側線、市道石井1号線の南側線、星岡434の1、434の2、435の1及び436の2に隣接する道路である国有地の南側線、小野川の南側線、市道石井277号線の東側線、星岡442の4の西側筆界線、星岡442の5の西側筆界線、星岡442の6の西側筆界線、星岡449の4の西側筆界線、星岡450の西側筆界線、市道石井1号線の東側線、星岡478の1の北側筆界線、星岡479の1の北側筆界線、星岡480の1の北側筆界線、星岡480の8の北側筆界線、星岡485の3の北側筆界線、星岡485の2の北側筆界線、星岡485の1の北側筆界線、星岡485の5の北側筆界線、星岡485の4の北側筆界線、星岡487の北側筆界線、星岡491の北側筆界線、星岡492の北側筆界線、星岡493の西側筆界線、星岡494の西側筆界線、星岡495・496合併の西側及び北側筆界線、市道久米37号線の東側線並びに市道石井117号線の西側線で囲まれた区域
星岡三丁目	小野川の南側線、星岡420の2の北側筆界線、星岡420の10の北側筆界線、星岡420の9の北側筆界線、星岡420の7の北側筆界線、星岡420の6の北側筆界線、市道石井1号線の南側線、市道石井34号線の南側線、星岡400の1の北側筆界線、星岡乙107の1の北側筆界線、星岡乙106の1+乙106の2の北側筆界線、星岡乙74の北側筆界線、星岡乙75の北側筆界線、星岡122の1の北側筆界線、星岡122の8の北側筆界線、星岡122の6の北側筆界線、星岡122の7の北側及び東側筆界線、星岡122の6の東側筆界線、星岡122の5の東側筆界線並びに星岡122の3の東側筆界線で囲まれた区域
星岡四丁目	県道久米・垣生線の南側線、市道石井323号線の南側線、星岡270の56に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、星岡270の9及び270の56に隣接する道路である国有地の西側線、星岡274の1の西側筆界線、星岡274の2の西側筆界線、市道石井172号線の東側線、小野川の南側線、星岡69の2の東側筆界線、星岡69の1の東側筆界線、星岡68の東側筆界線、星岡54の1、56の1、58及び67に隣接する水路である国有地の東側線、星岡44の3の東側筆界線、星岡44の1の東側筆界線、星岡44の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、星岡43の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の東側線、星岡43の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線並びに市道久米135号線の西側線で囲まれた区域
星岡五丁目	市道石井275号線の南側線、市道石井235号線の南側及び東側線、県道久米・垣生線の南側線、星岡263の5に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の西側線、越智171の2の西側筆界線、星岡270の6、270の7及び270の8に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、星岡270の8の西側及び北側筆界線、星岡270の7の北側筆界線、星岡270の6の北側筆界線、星岡270の5の北側筆界線、星岡270の4の北側筆界線、星岡270の3の北側筆界線、星岡270の2の北側筆界線、星岡270の57の北側筆界線、星岡270の1の北側筆界線、星岡260の3の北側筆界線、県道久米・垣生線の南側線、星岡28の1の東側筆界線、星岡24の1の東側筆界線、星岡23の1の東側筆界線、星岡18の3及び19の2に隣接する水路である国有地の東側線、星岡16の1に隣接する道路等である国有地及び17の3に隣接する道路である国有地の東側線並びに星岡12の1に隣接する道路である国有地の東側線で囲まれた区域

○愛媛県告示第1679号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド西予店  
西予市宇和町上松葉 326 外 9 筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11  
代表取締役 山田 昇
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

代表取締役 山田 昇

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年7月2日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,350平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

165台

イ 駐輪場の収容台数

16台

ウ 荷さばき施設の面積

175.50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

37.50立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後10時まで

## 2 届出年月日

平成18年11月1日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1680号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス古川店  
西条市古川字江内甲126番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイワロイヤル株式会社  
東京都台東区上野七丁目14番4号  
代表取締役社長 越智 壯
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年7月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,322平方メートル

## (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
45台
- イ 駐輪場の収容台数  
40台
- ウ 荷さばき施設の面積  
40平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
12.28立方メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

平成18年10月30日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1681号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス北条店  
松山市北条辻1130番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

- 法人にあっては代表者の氏名  
 ダイワロイヤル株式会社  
 東京都台東区上野七丁目14番4号  
 代表取締役社長 越智 壯
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品  
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成19年7月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,341平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 駐車場の収容台数  
 53台  
 イ 駐輪場の収容台数  
 40台  
 ウ 荷さばき施設の面積  
 48平方メートル  
 エ 廃棄物等の保管施設の容量  
 11.34立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時  
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 駐車場No.1

- 午前9時30分から午後10時30分まで  
 駐車場No.2  
 午前9時30分から午後8時00分まで  
 ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
 駐車場No.1 3箇所  
 駐車場No.2 2箇所  
 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
 平成18年10月30日
- 3 意見書の提出  
 この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
 なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項  
 ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 イ 当該大規模小売店舗の名称  
 ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1682号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ西条店	西条市登り道1585-2	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成18年 10月30日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
フジ西条店	西条市登り道1585-2	平成18年7月17日

○愛媛県告示第1684号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律

第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所  
宇和島市小浜2134の1（次の図に示す部分に限る。）、2127の2、2134の2、2134の3
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	松山市玉谷町乙216番8から 同市藤野町甲514番4まで	旧	メートル 4 8～51.0	キロメートル 1.025	
			新	4 8～51.0 10 8～57.6	1.025 0.453	

○愛媛県告示第1686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	松山市玉谷町乙216番8から 同市藤野町甲514番4まで	平成18年11月22日 12：00

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年11月9日	NPO法人 俳句甲子園実行委員会	新 矢 一	松山市市坪北一丁目10番26号	この法人は、全国各地の高校生に対して俳句文学に触れ合う機会を提供する大会『俳句甲子園』等を実施することにより、親しみながら俳句を学ぶことで若者の感性豊かなこころを養うと共に健全な育成を図り、もって俳句文化の興隆に寄与することを目的とする。

## ○公 告

平成19年度及び平成20年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を次のとおり定めた。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者
  - (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 資格
  - (1) 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。
  - (2) (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。
- 3 申請の時期  
平成19年1月4日（木）から31日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。  
なお、その後も随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。
- 4 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知
  - (1) 請求先  
愛媛県農林水産部森林局森林整備課  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2600
  - (2) 提出先及び提出方法  
別表の提出先に持参して提出するものとする。
  - (3) 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書（別記様式）により通知する。

## 5 資格の効力

資格は、平成19年度及び平成20年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。

## 6 平成21年度及び平成22年度の資格審査

平成21年度及び平成22年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、平成20年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 7 問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2600

## 別表（4関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県西条地方局産業経済部森林林業課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県今治地方局産業経済部森林林業課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 25 - 2193	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局産業経済部森林林業課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 932 - 5934	松山市、伊予市、東温市、及び伊予郡
愛媛県松山地方局産業経済部久万高原森林林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県八幡浜地方局産業経済部森林林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島地方局産業経済部森林林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式（4関係） 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間           年 月 日から           年 月 日まで